

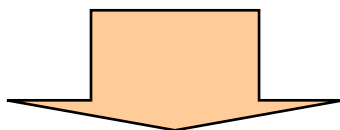
# 人間ドック利用補助を利用する場合の手順について

○ 人間ドック利用補助を利用される場合は、下記の手順で受診してください。

## ● 人間ドック受診先医療機関を決める。

＜健保契約医療機関またはご自身で選んだ医療機関＞

※ 健保契約医療機関一覧は、当ホームページの「人間ドック」のページに掲載していますのでご確認ください。

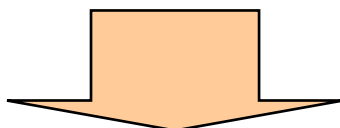


医療機関を決めたら

## ● ご自身で直接医療機関にドック健診日等の予約をする。

＜医療機関によっては、ホームページで予約ができるところがあります＞

※ 健保契約医療機関で受診する場合は、予約時「ニチバン健康保険組合と契約」していることを伝えてください。



日程が決まったら

## ● 「人間ドック利用申込書」を受診前に健保組合に提出する。

○ 申込書は、当健保組合のホームページの「人間ドック」のページにあります。URL <http://nichibankenpo.or.jp/>

※ 申込書は健診前に必ず健保組合に提出して下さい。

### 【注意事項】

1. 申請書の事前提出がない場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。
2. 予約された受診日を変更された場合は、必ず健保組合に連絡を下さい。
3. ドック料金を直接受診医療機関の窓口で全額自費で支払った場合は「人間ドック補助金申請書」に領収書を添付して健保組合に提出して下さい。  
※申請書は健保ホームページの「人間ドック」のページに掲載しています。